

「東通原子力発電所の防護設備の性能試験等の未実施及び不適切な試験記録等作成」に関わる改善措置の概要について

2026年2月18日
東北電力株式会社

【事案の概要】

- ✓ 東通原子力発電所における立入制限区域、周辺防護区域および防護区域への侵入を防止するために設置している監視装置※¹の性能試験および保守点検（警報表示機能確認）※²について、「求められる試験・点検の一部もしくは全てを実施していない状態で、実施済みとして記録を作成する」等の不適切な取り扱いを行っていたもの。
- ✓ なお、女川原子力発電所において、同様の事案は確認されていない。

【経緯】

- ✓ 2025年6月12日、東通原子力発電所において、原子力規制庁による核物質防護に関わる日常検査が実施された際、2024年度の立入制限区域の性能試験に関わる記録の多くが「2025年3月25日」となっていることについて、当該性能試験の実施状況と記録の根拠について問い合わせを受けた。
- ✓ 担当者に事実関係を確認したところ、「回数を省略して実施した」との回答があり、翌6月13日に警報発報履歴と照合した結果、発報回数が不足していたことから、防護設備の性能試験に関わる記録作成に不適切な取り扱いがあったことが判明した。
- ✓ 過去の性能試験記録の調査を行う中で、保守点検（警報表示機能確認）の記録にも不適切な取り扱いがあることを確認した。
- ✓ なお、防護設備の健全性や機能については、日常点検や定期点検（年1回）により、問題がないことを確認した。
- ✓ また、本事案の確認後、速やかに性能試験および保守点検（警報表示機能確認）を改めて実施し、防護システムとして求められる性能・機能に問題がないことを確認した。
- ✓ 2025年7月9日～11日の原子力規制庁による臨時検査において、改めて実施した試験・点検が適切に行われ、防護システムとして求められる性能・機能に問題がないことを確認いただいた。
- ✓ 本事案を確認して以降、事案確認および直接的な原因の分析を進め、必要な再発防止対策を立案し、その内容について2025年9月24日に原子力規制庁に確認いただいた。直接原因を踏まえた再発防止対策は、2025年9月30日までに全て実施済みである。
- ✓ 2025年11月20日、原子力規制委員会に本事案に関わる原子力規制検査の結果が報告され、「重要度評価：緑」「深刻度評価：SLⅢ」との評価※³が決定し、当社に通知された。併せて、根本的な原因の分析を踏まえた改善措置活動の計画について、2026年2月末までに報告することが求められた。（以上、2025年11月20日お知らせ済み）
- ✓ 2026年2月18日、根本原因分析の結果および改善措置活動の計画を取りまとめた「改善措置報告書」を原子力規制庁に提出した。

※1：P14「核物質防護について」参照

※2：P15「保守点検と性能試験について」参照

※3：P16「原子力規制検査に関わる評価について」参照

2.調査（事実確認）、原因分析、改善措置策定のプロセスについて

- ✓ 2025年6月以降、事実関係の調査を行い、把握した事実関係を整理したうえで、各種原因分析を行い、改善措置を策定した。
- ✓ 調査は、関連書類の閲覧の他、当時東通原子力発電所に在籍していた社員18名（管理職11名、一般社員7名）を対象に、延べ66回にわたりインタビューを行った。
- ✓ 根本原因分析を行うにあたり、経営層の関与などを確認する観点から、樋口会長、石山社長、金澤副社長、青木常務、小笠原所長へのインタビューを実施した。

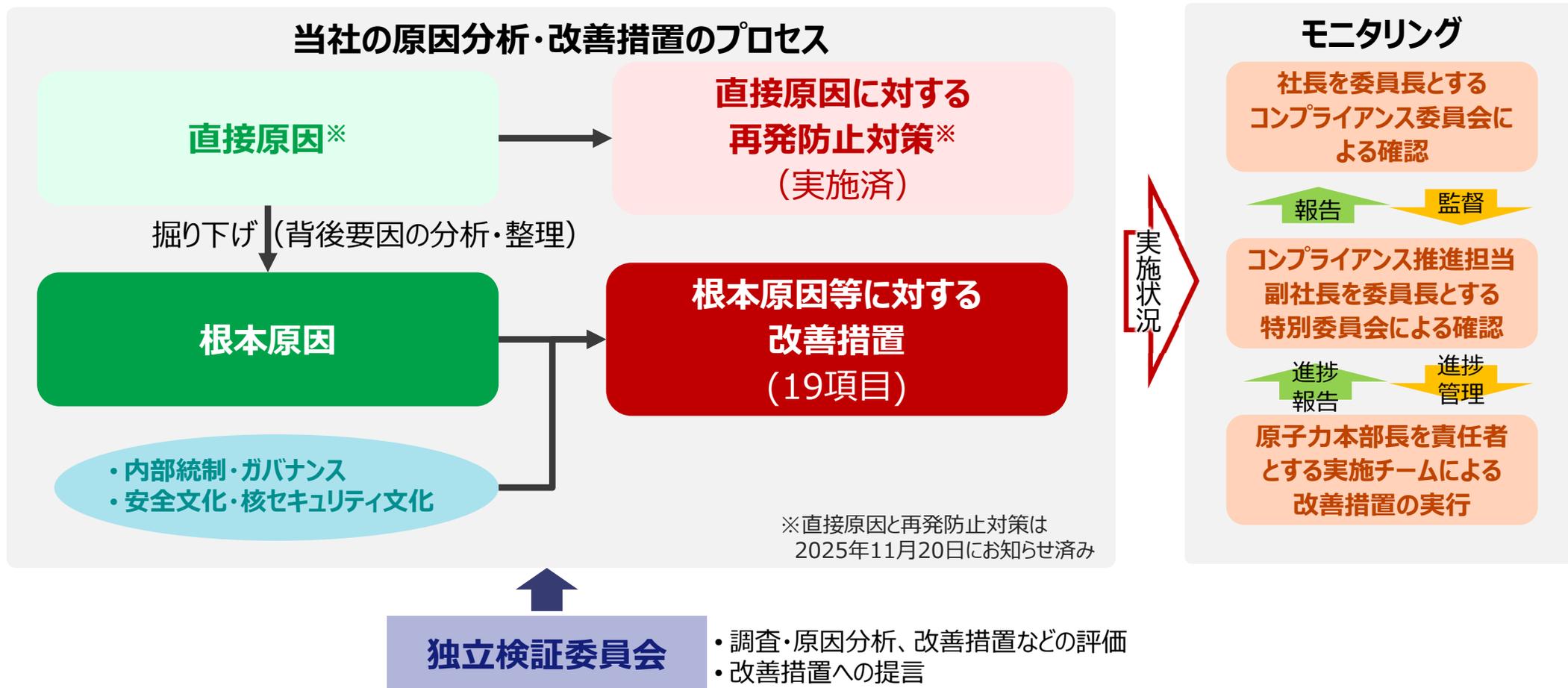
【調査（事実確認）・原因分析・改善措置策定のプロセス】



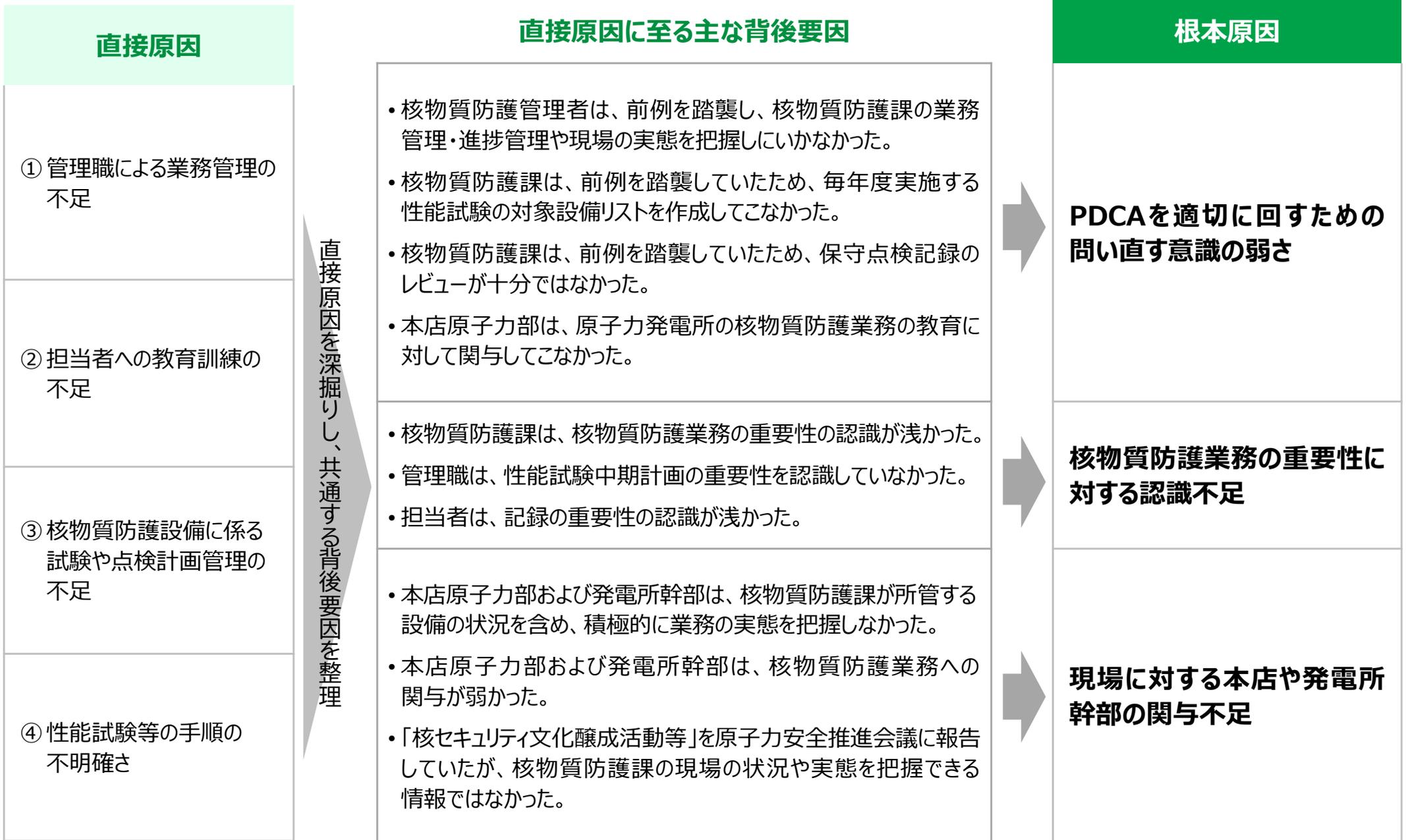
項目	内容
調査期間	・ 2025年6月12日～2026年2月18日
資料閲覧	・ 核物質防護規定等の関連資料の閲覧
インタビュー	・ 社員へのインタビュー ➢ 合計18名、延べ66回 ・ 至近の社長・原子力部長・東通原子力発電所長および現社長へのインタビュー ➢ 樋口会長（前社長）／石山社長／金澤副社長（元原子力部長、元東通原子力発電所長）／青木常務執行役員（前原子力部長、前東通原子力発電所長）／小笠原東通原子力発電所長※ <small>※ 社員へのインタビューの中で実施</small>
原因分析	・ 「原因分析要領」に基づいた「直接原因分析」および「根本原因分析」の実施
文化の評価	・ 当社における核セキュリティ文化・安全文化の評価を、取り組みやアンケート結果などを用いて実施
その他	・ 原因分析のプロセスとは別に、内部統制・ガバナンス等にかかる検証を実施
改善措置計画の策定	・ 直接原因、根本原因それぞれに対する改善措置計画の立案を実施

3.再発防止に向けた全体像

- ✓ 直接原因分析および直接原因を踏まえた再発防止対策は、2025年9月30日までに実施済み。
- ✓ さらなる改善措置の検討にあたっては、**直接原因を掘り下げ（背後要因の分析・整理）**、**根本原因を特定した**。
- ✓ また、改善措置としての実効性を高めるため、**内部統制やガバナンス、安全文化・核セキュリティ文化の観点からも検証**を実施。
- ✓ これらにより、**抽出された課題に基づき、改善措置を策定した**。
- ✓ 当社の調査・原因分析および改善措置等の妥当性については、社外の弁護士や核物質防護の専門家、学識経験者の計3名で構成する**独立検証委員会が評価を行い、「適切である」「概ね妥当である」等の評価**を受けた。
- ✓ 最終的に、**同委員会の提言も踏まえ、改善措置（19項目）を策定した**。
- ✓ **改善措置を着実に実行するとともに、その状況を確認（モニタリング）**していく。



✓ 直接原因分析の結果を踏まえ、関連資料の確認やインタビューを通じて把握した事実関係に基づき、**背後要因を深掘り（分析）し、整理した結果、3つの根本原因を特定した。**



✓ 特定した根本原因を踏まえ、以下の改善措置を策定している。

根本原因	根本原因に対する主な改善措置
<p>① PDCAを適切に回すための問い直す意識の弱さ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 業務の計画・監視・評価・改善に係るPDCAサイクルのマニュアル等への明文化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新たにPDCAサイクルを回すための業務計画書を作成 • 核物質防護業務に必要な力量の明確化、力量獲得・維持に向けた教育の定例化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 核物質防護業務に必要な力量の明確化と教育 ➢ 力量取得のための教育・研修メニューの策定 • 他事業所評価における文書閲覧・インタビュー手法の導入 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 東通原子力発電所、女川原子力発電所、本店原子力部の三者間で核物質防護業務をレビューする「他事業所評価」において、エビデンスチェックやインタビュー等を実施
<p>② 核物質防護業務の重要性に対する認識不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 核物質防護の重要性に係る本質的な理解に向けた、本店原子力部・原子力発電所共通の体系的な教育 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 核物質防護業務の重要性の本質的な理解と実務の結びつけを強化するための教育訓練計画の策定・実行
<p>③ 現場に対する本店や発電所幹部の関与不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本店原子力部による定期的な現場観察を通じた現場実態の把握 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 本店原子力部の核物質防護に携わる管理職が定期的に発電所を訪問し、現場観察を通して実態を把握 • 本店原子力部における専任人材の増員等による人的資源の強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 核物質防護業務にあたる専任人材の増員と、人事ローテーション等を通じた核物質防護経験者の配置強化 • 経営層と原子力発電所員の定期的な対話 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 経営層（社長、原子力本部長、原子力副本部長）と発電所員の定期的な対話の実施

- ✓ 根本原因とは別に、内部統制・ガバナンス、安全文化・核セキュリティ文化の観点からも検証を行い、必要な改善措置を策定している。

	課題	主な改善措置
内部統制・ ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> • リスクマネジメント <ul style="list-style-type: none"> ➢ 原子力部内で核物質防護業務に関するリスクを詳細に検討しておらず、核物質防護業務の潜在リスクを平時から議論することに検討の余地があった。 • 内部監査 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 原子力発電所側の改善措置活動の結果に着目する監査手法となっており、改善措置の対象となっていなければ、監査対象として認識しにくい状況であった。また、承認済みの文書・記録に関する記載は正しいことを前提としており、不適切な記載がある可能性を念頭においた監査手法となっていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> • 核物質防護業務において不正に繋がりがねないリスクについて、本店原子力部と発電所が議論・検討する仕組みの構築 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「原子力部門リスク会議（本店）」や「核物質防護対策連絡会（発電所）」等の会議体の中で、新たに核物質防護業務の不正に繋がりがねないリスクの洗い出しや分析・評価、対策、モニタリングを行う。 • 原子力に係る内部監査の対象および手法の見直し <ul style="list-style-type: none"> ➢ 日常業務を含む核物質防護業務全体を計画的に考査できるような手法や体制を見直す。
安全文化・ 核セキュリティ文化	<ul style="list-style-type: none"> • 安全文化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全文化に関する意識調査などで認識した弱みに対して、評価が不十分であったことから、改善活動に十分に反映できなかった。 • 核セキュリティ文化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 核物質防護規定の遵守状況等を問うアンケートにおいて、核物質防護組織がその他の組織に対して、核物質防護を遵守させる事項を問う設問内容が多く、原子力発電所における核物質防護業務の実態を把握するには不十分な内容となっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> • 安全文化に係る的確な現場実態の把握と活動への適切な反映に向けた自己評価手法の改善 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 意識調査等で「弱さ」と認識した項目に対して、安全文化活動の計画に適切に反映されるよう、分析・評価手法の改善を図る。 • 核セキュリティ文化に係る的確な現場実態の把握と活動へ適切に反映できる仕組みの構築 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 核セキュリティ文化に関する現場の実態が正確に把握できるよう、アンケート内容を見直す。 ➢ 把握した「弱さ」を核セキュリティ文化醸成活動に反映していく。

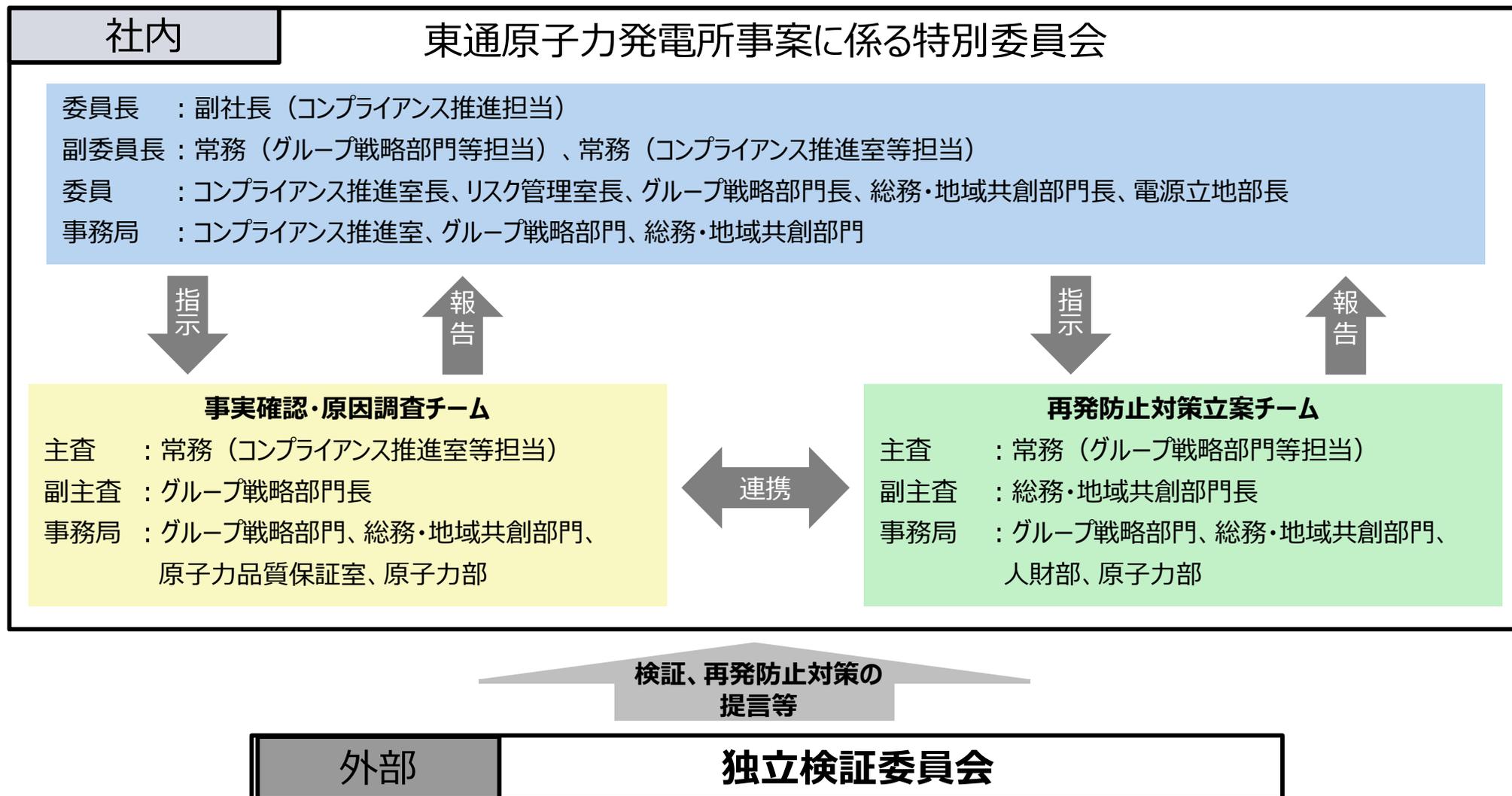
7. 改善措置計画の概要

✓ 今回策定した**改善措置（計19項目）**については、それぞれ**実施計画（アクションプラン）**を定めて**確実に実施し、再発防止の徹底を図っていく。**

課題・強化項目		改善措置
根本原因	PDCAを適切に回すための 問い直す意識の弱さ	1. 業務の計画・監視・評価・改善に係るPDCAサイクルのマニュアル等への明文化※ 2. 核物質防護課の増員や力量向上等による人的資源の強化 3. 核物質防護業務に必要な力量の明確化、力量獲得・維持に向けた教育の定例化※ 4. 他事業所評価における文書閲覧・インタビュー手法の導入
	核物質防護業務の重要性 に対する認識不足	5. 核物質防護の重要性に係る本質的な理解に向けた、本店原子力部・原子力発電所共通の体系的な教育 6. 規制要求事項や業務品質確保の重要性の理解に係る事例教育の強化
	現場に対する本店や発電 所幹部の関与不足	7. 本店原子力部における専任人材の増員等による人的資源の強化 8. 核物質防護規定における本店原子力部と発電所の役割・責任の明確化 9. 女川、東通両原子力発電所間のマニュアル等の整合性確保 10. 本店原子力部による定期的な現場観察を通じた現場実態の把握 11. 原子力発電所幹部と核物質防護課員との対話の定例化 12. 経営層と原子力発電所員の定期的な対話※ 13. 原子力安全推進会議等における核物質防護業務の報告範囲拡大
内部統制・ ガバナンス	リスクマネジメント	14. 核物質防護業務の潜在リスクを本店原子力部と発電所が議論・検討する仕組みの構築
	内部監査	15. 原子力考査対象および手法の見直し
安全文化・ 核セキュリティ文化	安全文化	16. 安全文化に係る的確な現場実態の把握と活動への適切な反映に向けた自己評価手法の改善
	核セキュリティ文化	17. 核セキュリティ文化醸成活動の見直し 18. 核セキュリティ文化に係る的確な現場実態の把握と活動へ適切に反映できる仕組みの構築
全社大のコンプライアンス		19. 全社大でのコンプライアンスリスクの評価および管理の見直し※

※独立検証委員会からの提言に関連した改善措置

- ✓ **(社内の調査体制)** 2025年6月30日、社長が委員長を務める社内コンプライアンス委員会の下に、本事案の調査分析等を行う「**特別委員会**」を設置し、事実関係の調査、インタビュー、当社安全文化・核セキュリティ文化の評価、各種原因分析を行い、それらの結果に対する改善措置計画を策定した。
- ✓ **(外部の検証体制)** 同年9月19日、当社の調査および本報告書の妥当性検証と、再発防止対策の提言を目的に、社外有識者で構成する「**独立検証委員会**」を設置した。



- ✓ 当社の調査方法や原因分析、改善措置（再発防止対策）等の妥当性を客観的に評価するため、社外の弁護士や核物質防護の専門家、学識経験者の3名で構成する独立検証委員会を設置（2025年9月19日設置）。
- ✓ 独立検証委員会からは、当社が実施した調査や原因分析、立案した改善措置について、「適切である」「概ね妥当である」等の評価を受けた。

役割	氏名	専門	経歴
委員長	榊原 一夫	危機管理 社内調査 会計不正 品質不正・製品事故	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 弁護士 元大阪高等検察庁検事長
委員	浅野 隆	核物質防護	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 技術専門官 同研究所 元MOX燃料技術開発部長 日本核物質管理学会 理事
委員	狩川 大輔	ヒューマンファクター 安全工学	国立大学法人東北大学大学院工学研究科 准教授

- 検証期間 • 2025年9月19日 ~ 2025年12月26日
- 設置目的 • 当社が実施した調査の方法・結果、原因分析、再発防止対策等の妥当性評価
 • 再発防止対策の提言

同委員会の検証については、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に所属する以下の弁護士が補助した。

- 補助弁護士：三宅英貴、光木春太、白土梨英子、北泉隆之、岡田将輝、清水洸佑

✓ 独立検証委員会から、独自のアプローチで実施した原因分析の結果等に基づく改善措置に関する提言を受け、一部の提言については、改善措置に直接反映するとともに、当社が立案した改善措置に反映している。

独立検証委員会による提言	当社の対応	
<p>全社大でのコンプライアンスリスクの評価および管理の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社社員による不正リスクを考慮した評価手法を取り入れる。 ・全社員を対象とした新たなコンプライアンス研修を立ち上げる。社員も状況によっては不正に陥るリスクがあることを盛り込み、本事案の教訓を生かしていく。 	<p>改善措置No19に新たな施策として追加</p>
<p>内部通報制度の積極的な活用をより推奨する施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の対応で記載したコンプライアンス研修等において、積極的な内部通報制度の利用を呼び掛ける等、引き続き内部通報制度の周知を図る。 	
<p>東通原子力発電所の核物質防護規定運営委員会の運用改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手順書の制定や改正を審議する核物質防護規定運営委員会での議論活性化や議事の記録詳細化を図り、手順書の整備や運用を改善していく。 	<p>改善措置No1に提言を反映</p>
<p>他社事例を教訓とした未然防止・早期発見への有効活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社事例の水平展開の際に、対象となる事象や組織の範囲ができるだけ幅広いものとなるよう工夫を凝らす。 	
<p>核物質防護業務における力量の具体的内容の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・求められる力量を明確化するとともに、外部機関の講習会に積極的に参加し、求められる力量をアップデートしていく。 	<p>改善措置No3に提言を反映</p>
<p>核セキュリティおよび核物質防護業務の重要性を浸透させるための経営トップ自らによる現場との対話</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在も経営層と原子力発電所所員による定期的な対話を立案しており、継続して実行していく。 	<p>改善措置No12として実施</p>

【不適切な取り扱いの内容・期間】

- ✓ 当社にて、過去の試験・点検記録を確認した結果、性能試験については古いもので2018年度以降、保守点検（警報表示機能確認）については2013年度以降、それぞれ事案が判明した直近の試験・点検までの期間において、不適切な取り扱いを確認した。（10事案）
- ✓ 保守点検のうち、核物質防護に関わる機器や設備の健全性・機能の確認を行う日常点検や定期点検については、過去全ての期間において適切に実施されており、機器や設備の健全性・機能に問題がないことを確認している。

分類	不適切な取り扱いの概要	期間
性能試験	性能試験の一部しか実施していない状態で、全て実施したこととして記録を作成した。	2018年度以降
	性能試験を全く実施していない状態で、協力企業の保守点検実施日に合わせて、全て実施したこととして記録を作成した。	2018年度以降
	追加で設置したセンサーの性能試験計画への反映漏れにより、当該センサーの性能試験が実施されず、記録も作成していなかった。	2020年度以降※
	性能試験計画に基づき実施すべきセンサーの性能試験について、一部実施が漏れ、記録も作成していなかった。	2018年度以降
	毎年実施すべきセンサーの性能試験について、一部実施が漏れ、記録も作成していなかった。	2020年度以降
(警報表示機能確認) 保守点検	警報表示機能確認の一部もしくは全てを実施していない状態で、全て実施したこととして記録を作成した。	2022年度以降
	立入制限区域のセンサーの警報表示機能確認について、業務分担変更の際に、担当を外れたと勘違いしたため実施しておらず、記録も作成していなかった。	2024年度以降
	防護区域のセンサーの警報表示機能確認について、業務分担変更の際に、担当を外れたと勘違いしたため実施しておらず、記録も作成していなかった。	2024年度以降
	新規設置した立入制限区域のセンサーの警報表示機能確認について、機器の仕様を誤認したため実施すべき頻度で実施しておらず、記録も作成していなかった。	2020年度以降※
	当社から協力企業へ発注する際、追加で設置したセンサーの具体的な点検対象機器を明示しなかったことから、当該センサーの警報表示機能確認が実施されておらず、記録も作成されていなかった。	2013年度～2021年度

※2025年11月20日時点では、センサーの設置時期から「2019年度以降」としていたが、実施すべき試験・点検時期が「2020年度以降」であったため、期間を修正。

【不適切な取り扱い（例①）】

✓ 担当者は、性能試験や保守点検（警報表示機能確認）について、一部もしくは全てを実施していない状態で、全て実施したことにして記録を作成した。

正しい試験の実施方法

- 試験手順に基づき、センサー毎に試験項目1～3を2回実施する。
- 試験記録には、試験を実施するたびに警報の発報を確認し、○印を記入する。

内容

- 試験項目1を1回しか実施していなかったが、全ての試験項目を実施したことにして記録を作成した。

〔不適切な取り扱いイメージ〕

性能試験記録		
東北電力		
装置：侵入検知センサー		
	1回目	2回目
試験項目1	○	○
試験項目2	○	○
試験項目3	○	○

センサーを動作させ警報を発報させることは、全ての試験項目で同じであるため、1回実施すれば問題ないと考えた。

【不適切な取り扱い（例②）】

✓ 担当者は、性能試験について、全く実施していない状態で、協力企業の保守点検実施日に合わせて、全て実施したことにして性能試験記録を作成した。

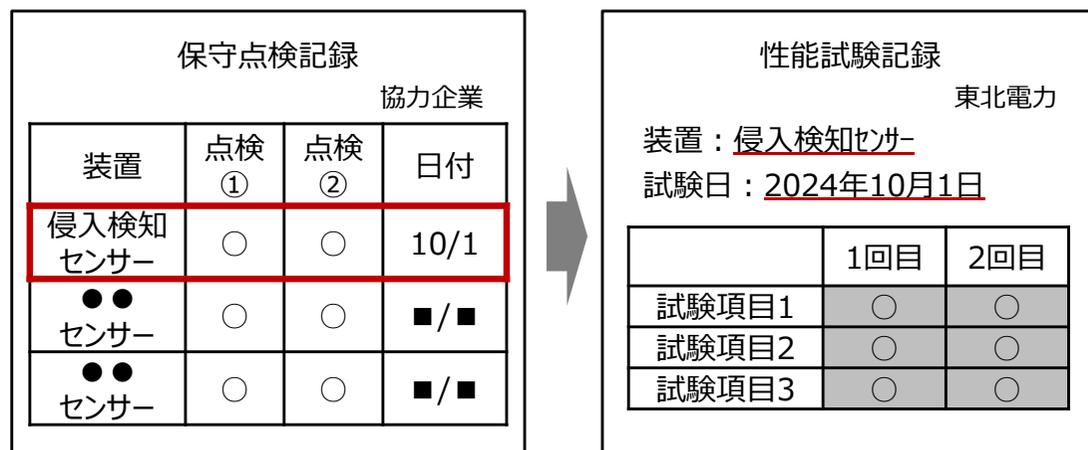
正しい試験の実施方法

- 試験手順に基づき、センサー毎に試験項目1～3を2回実施する。
- 試験記録には、試験を実施するたびに警報の発報を確認し、○印を記入する。

内容

- 協力企業が保守点検を実施した日に、当社も性能試験を実施したことにして記録を作成した。

〔不適切な取り扱いイメージ〕



センサーを動作させ警報を発報させることは同じであるため、保守点検の実施結果を性能試験に流用できると考えた。

- ✓ 本事案については、主に以下の4つの直接的な要因があったものと考えており、それぞれの要因に対応した対策の内容について、2025年9月24日に原子力規制庁に確認いただいた。
- ✓ また、これら対策については、2025年9月30日までに全て実施している。

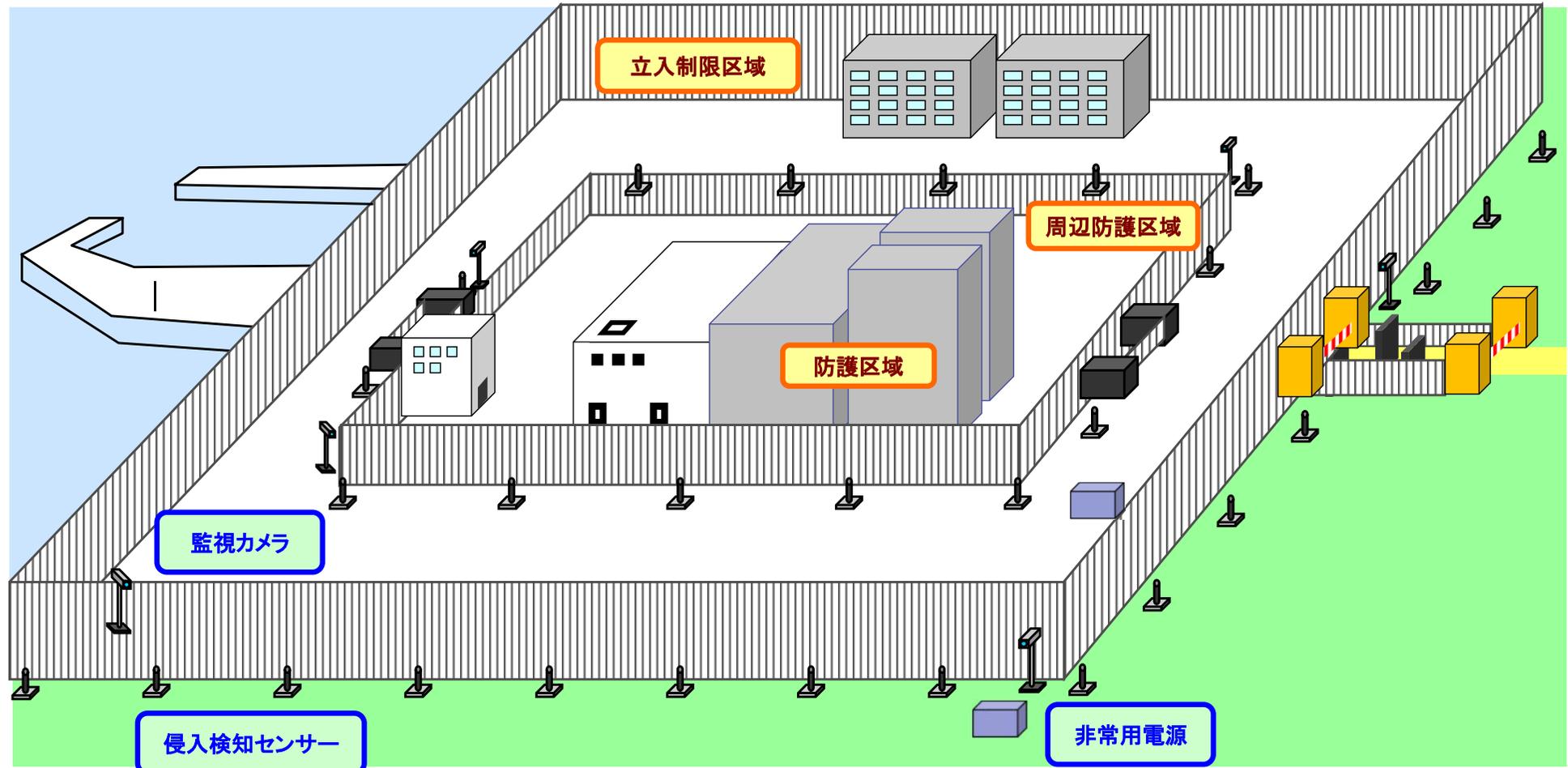
4つの直接的な原因	主な対策
<p>①管理職による業務管理の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 管理職による、担当者が行う業務に対しての業務量の確認や業務・進捗管理等が不十分であり、担当者任せとなっていた 	<ul style="list-style-type: none"> • 管理職の関与強化、業務管理の充実 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 性能試験の実施体制強化および業務管理プロセスの改善 ➢ 核物質防護課員に対する現場観察による実施状況確認の強化 • 核セキュリティ文化の理解深化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 核物質防護業務に係る発電所幹部や管理職に対して、核セキュリティの脅威に係る認識強化に向けた事例教育の実施 ➢ 核セキュリティ文化の醸成に向けた核物質防護課員との対話活動の強化
<p>②担当者への教育訓練の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 担当者が、性能試験や保守点検に求められている要求事項について、知識が不十分であった ➢ 担当者が、これら要求事項の遵守に対する重要性について認識が不足していた 	<ul style="list-style-type: none"> • 教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 核物質防護業務における性能試験・警報表示機能確認に関する技術継承と教育の強化 ➢ 要求事項遵守・業務品質確保の重要性に係る意識向上に向けた事例教育の強化
<p>③核物質防護設備に係る試験や点検計画管理の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象機器や試験・点検項目が不明確である等、試験・点検計画の管理に不足があった 	<ul style="list-style-type: none"> • 点検計画の充実 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 核物質防護設備一覧表の作成による試験・点検項目の明確化 ➢ 性能試験・保守点検計画の策定や、設備更新等の管理プロセスの改善
<p>④性能試験等の手順の不明確さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 性能試験の実施内容や記録作成について、手順が不明確な部分があった 	<ul style="list-style-type: none"> • 適正に記録を作成するための手順の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 適正に記録を作成するための手順明確化

➤ 核物質防護とは

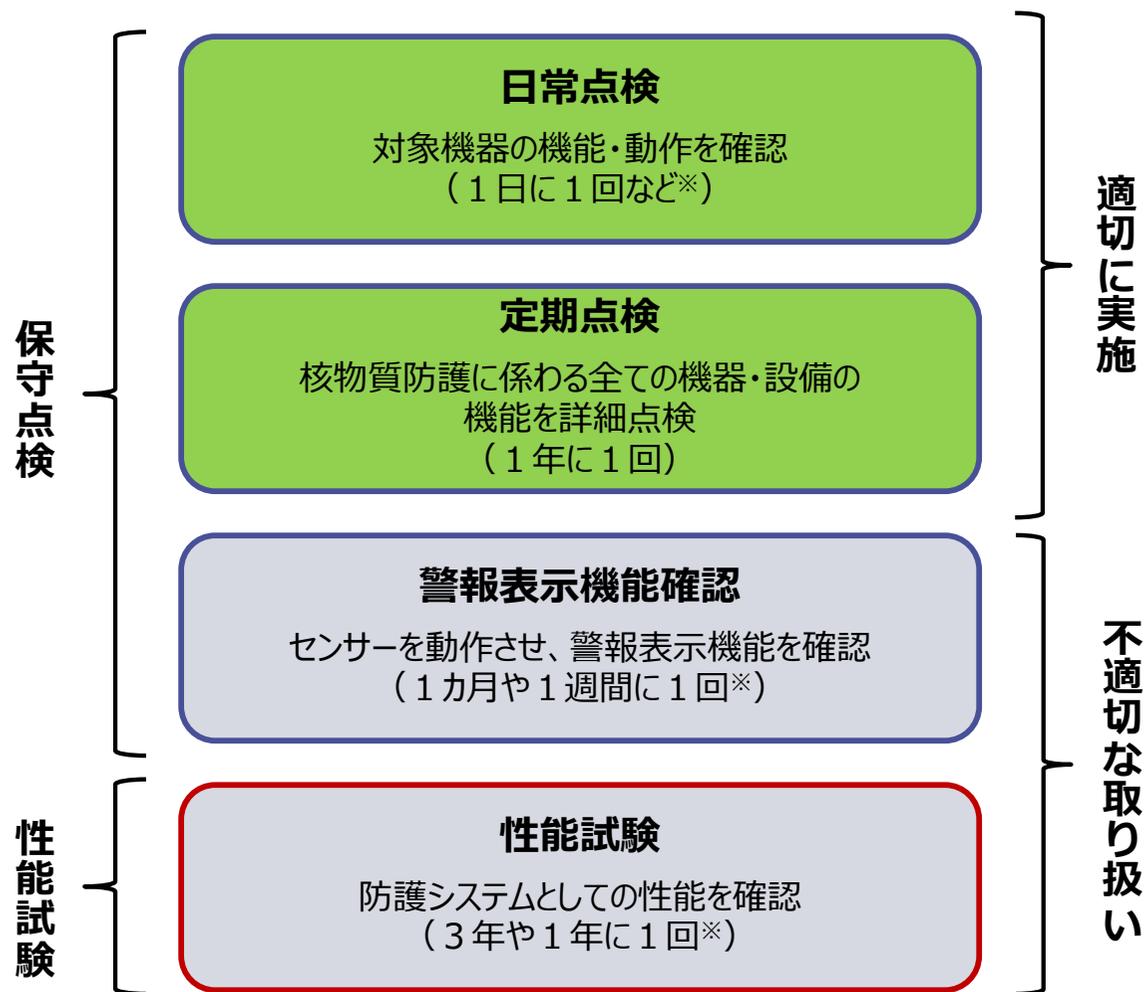
- ✓ 核物質が盗まれたり、不正に持ち出されたりすることを防ぐための取り組み。原子力施設や核物質の輸送中に起こりうる妨害や破壊行為を未然に防ぎ、核拡散や核物質の悪用を防ぐために必要不可欠な措置。
- ✓ 国際的には核物質防護条約、国内的には原子炉等規制法等に従って核物質の防護措置を講じることが義務づけられている。例えば、防護区域等の設定や監視、防護設備・機器の設置、施設への出入管理等がある。

➤ 核物質防護措置に関わる情報

- ✓ 核物質防護措置に関わる情報は、テロリスト等に悪用されないよう厳格に管理することが求められている。



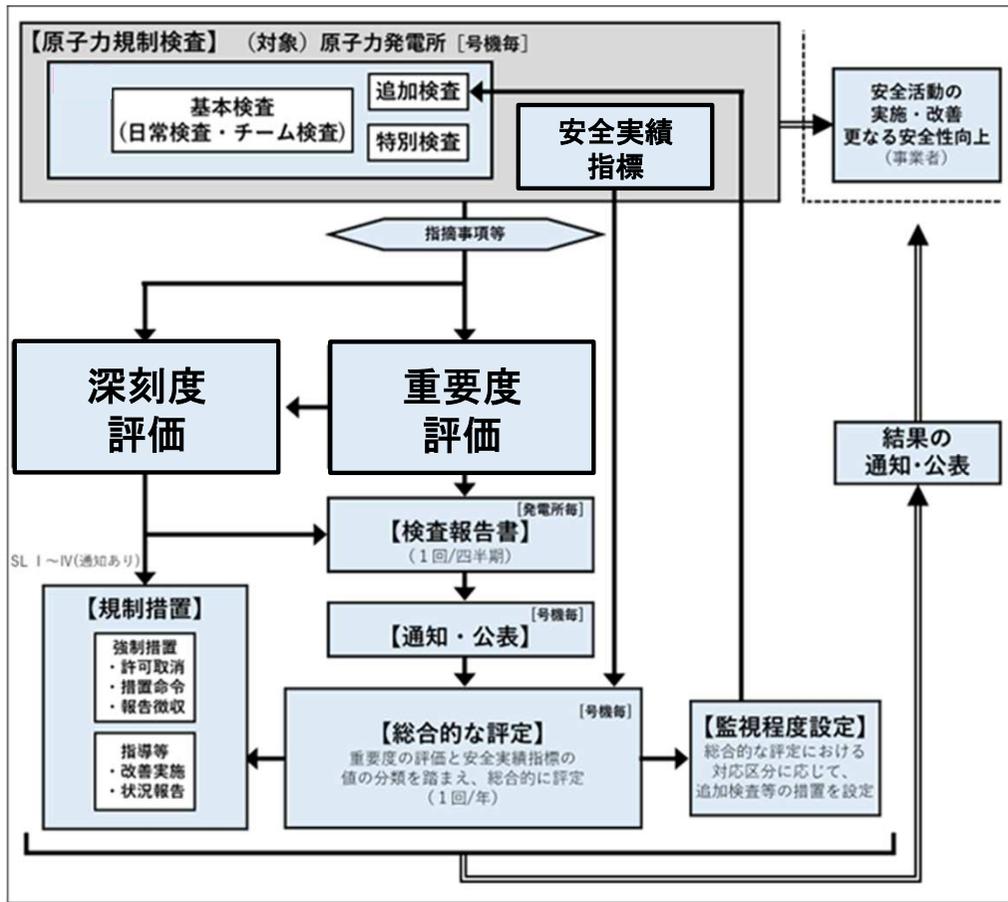
- ✓ 核物質防護に係わる機器や設備の健全性・機能の確認を行う日常点検や定期点検は、過去全ての期間において、適切に実施されており、機器や設備の健全性・機能に問題がないことを確認している。
- ✓ 一方で、防護システムとしての性能を確認する性能試験や、センサーを動作させて警報の表示機能を確認する警報表示機能確認において、不適切な取り扱いがあった。



[保守点検と性能試験の概要]

※頻度は機器・設備によって異なる

- ✓ 原子力規制庁は、検査指摘事項と判断されるようなパフォーマンスの劣化を確認した場合、個別事案毎に「重要度評価」と「深刻度評価」を行う。
- ✓ 重要度の評価は、検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について、影響が大きい順から「赤」「黄」「白」「緑」の4段階に色付けされて評価される。
- ✓ 深刻度（SL:Severity Level）の評価は、検査指摘事項が、原子力安全または核物質防護に及ぼす影響について、影響が大きい順から「SL I」「SL II」「SL III」「SL IV」の4段階で評価され、評価レベル等に応じた規制措置が行われる。



分類	重要度	内容
指摘	赤	安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準
	黄	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
	白	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
	緑	安全確保の機能又は性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準
軽微		事業者が原因を除去して対応完了とする水準

	深刻度	内容
高	SL I	原子力安全上または核物質防護上重大な事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの
	SL II	原子力安全上または核物質防護上重要な事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの
	SL III	原子力安全上または核物質防護上一定の影響を有する事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの
	SL IV	原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるもの、またはそうした状況になり得たもの
低	SL IV (通知無し)	(通知の有無は、改善の状況、意図的な不正行為の有無等により決定)
	軽微	原子力安全上または核物質防護上の影響が極めて限定的なもの、またはそうした状況になり得たもの